

関係者各位

さいたま市 浦和区 高砂 1-14-13
林業・木材製造業労働災害防止協会
埼玉県支部長 坂東 正一郎

平成22年度木材加工用機械作業主任者技能講習会開催のご案内

当支部の運営につきましては、日頃格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記の講習会を下記により開催することになりましたので、受講希望者は、主催者宛お申してください。

木材加工用機械作業主任者技能講習会実施要領

1 目的

事業者に対して、危険業務に労働者を就労させるときは、危険防止の為に労働安全衛生法第14条並びに労働安全衛生施行令第6条第6号により、一定の木材加工用機械を使用している事業場においては、講習を修了した者を「作業主任者」として選任して作業につかせ、更に事業場内に掲示（労働安全衛生規則第18条）するよう定められているため。

2 主催

林業・木材製造業労働災害防止協会 埼玉県支部長 坂東正一郎
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 1-14-13 林材会館4階
(TEL 048-822-2569 Fax 048-824-0720)

3 日時

平成22年7月17日(土) 9:00~9:10受付 9:10~18:30 学科教育
18日(日) 9:00~18:20 学科教育

但し、時間は会場の都合により変更することがある。(受講者に直接連絡します)

4 講習科目

学科教育

5 会場

埼玉会館（JR浦和駅（西口）下車 徒歩6分 電話048-829-2471）

6 募集人員

80名予定（定員になり次第締め切らせていただきます）

7 受講証明

受講修了者には「労働安全衛生法による技能講習修了証」を交付します。

8 申込

- (1) 申込書 (別添申込書に所要事項記入捺印の上、写真を同封して申し込んでください)
(2) 写真 ヨコ 3.0cm× タテ 3.5cm 写真1枚 (サイズは遵守してください)
(3) 受講料 1名当り 11,550円 (消費税込。テキスト、修了証代含む)
(4) 申込期限

平成22年 7月 9日(金)

(5) 受講の受付

受講申込書の事務局到着をもって受付とします。

(6) 受講料の送金について

- イ) 受講申込提出後 7月9日(金) までに下記振込先宛お振込ください。
ロ) 受講を取り消しの際の受講料の返金はできませんので、ご了承ください。

<受講料振込先> 埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通預金口座 0423747

林業・木材製造業労働災害防止協会埼玉県支部

9 個人情報保護法対応

ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が責任を持って管理し、本講習の目的以外には使用いたしません。

10 その他

◆木材加工用機械作業主任者を選任しなければならない事業場

- ・木材加工用機械を5台以上所有する事業場
- ・自動送材車式帯のご盤が含まれている場合には、3台以上所有する事業場

◆受講資格（労働安全衛生規則第79条）

- ・木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者
- ・その他厚生労働大臣が定める者
 - ・職業訓練法に基づく所定の科目訓練を修了した者
 - ・訓練科の掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材料又は合板製造科の訓練を修了した者

◆罰則

- ・違反した場合は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金